

令和 7 年 月 日

沖縄総合事務局 陸運事務所長 殿

名 称 栗国村
住 所 栗国村字東 4 8 3 番地
代表者の氏名 栗国村長 上原 一宏

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 7 9 条の 6 及び同法施行規則第 5 1 条の 1 0 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称：栗国村
住 所：栗国村字東 4 8 3 番地
代表者の氏名：栗国村長 上原 一宏

2. 登録番号

沖市交第 1 4 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送：交通空白輸送

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程	備考
1	浜コミュニティ	浜コミュニティ ー・チカノー・小 中学校前・村役 場・伊久保原クラ ブ・東ふれあいセ ンター・大濱原ク ラブ・サキダガ ー・ククヤガー・ 前バル原クラ ブ・巣飼下原クラ	浜コミュニティ ー	港線：4.9km、 4.6km(寄港なし)	

		ブ・西コミュニティ・宮小・老人ホーム・西組クラブ・トゥーミーカー			
2	浜コミュニティ	浜コミュニティ・チカノー・小中学校前・村役場・伊久保原クラブ・東ふれあいセンター・大濱原クラブ・サキダガー・ククヤガー・前バル原クラブ・巣飼下原クラブ・西コミュニティ・宮小・老人ホーム・西組クラブ・トゥーミーカー・粟国空港	浜コミュニティ	空港線：7.5km、 港空港線 7.8km	

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う路線については、備考欄にそれぞれ明記すること

(2) 運送の区域

区 域	備 考
粟国村字西・東・浜地区	1. 2 k m

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
粟国村役場	沖縄県島尻郡粟国村字東483番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計
	保有			2 ()		2
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行	

	持込		※	()	※	()		※
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行			
	合計			2 ()				

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

地域住民・来島者

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

（必要に応じ関係資料を添付のこと）

定期路線運航：１００円

デマンド路線運航：２００円

小学生及び７５歳以上は半額

未就学児は無料

9. （事業者協力型自家用有償旅客運送の場合）協力事業者の氏名又は名称及び住所

なし

10. 添付書類

- （１）定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- （２）路線図
- （３）法第７９条の４第１～４号に該当しない旨を証する書類
- （４）地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- （５）自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- （６）運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- （７）運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- （８）整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- （９）事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- （１０）自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- （１１）登録証
- （１２）（自動運行旅客運送を行おうとする場合）当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類

(13) (特定自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法
第75条の12第1項の許可の見込みに関する書類